

令和 8 年 7 月 10 日

各部署の長 殿

臨床研究利益相反マネジメント委員会委員長

「臨床研究利益相反自己申告書」の様式変更等について（通知）

このことについて、臨床研究利益相反マネジメント委員会の決定に基づき、下記のとおり申告書の様式を変更します。

ついては、貴部署の関係教職員に周知願います。

なお、申告書等の様式を研究推進部/社会共創推進部Web サイトに掲載していますので、参照願います。

記

1) 変更の趣旨

「金沢大学利益相反マネジメントガイドライン」（令和7年3月26日利益相反マネジメント委員会決定）及び「臨床研究法における利益相反管理ガイダンス」（令和8年3月厚生労働省）に基づき「株式等エクイティの保有」に係る申告基準を設定、これに伴い、令和8年8月1日付で様式の変更等を行うもの。

2) 適用及び使用開始の日

令和8年8月1日

※金沢大学・臨床研究利益相反自己申告書の申告日が令和8年8月1日以降の申告であり、かつ、令和8年8月2日以降に各資金交付機関へ交付申請書を提出するもの又は契約締結するものは、新様式を使用すること。なお、前段に該当しないものは、旧様式を使用すること。

※新旧様式は下記Webサイトに掲載

■臨床研究利益相反マネジメント（研究推進部/社会共創推進部Web サイト）

<https://research-promotion.adm.kanazawa-u.ac.jp/ethics/rinshou/rinshou.html>

3) 主な変更内容

臨床研究利益相反自己申告書（一般用）、臨床研究利益相反自己申告書（厚生労働科学研究費補助金等/日本医療研究開発機構（臨床研究用））、臨床研究利益相反自己申告書（厚生労働科学研究費補助金等/日本医療研究開発機構（非臨床研究用））の各様式において、（概要）の「4）株式エクイティの保有」について基準を追加し、「有」の場合の選択肢を「有(基準未満)」「有(基準以上)」とした。また（詳細）にて「保有エクイティ」の内容記載欄を追加した。

4) 変更する様式

- ・様式1-1(概要),1-2 (詳細)

臨床研究利益相反自己申告書 (一般用)

- ・様式2-1(概要),2-2 (詳細)

臨床研究利益相反自己申告書

(厚生労働科学研究費補助金等/日本医療研究開発機構 (臨床研究用))

- ・様式3-1(概要),3-2 (詳細)

臨床研究利益相反自己申告書

(厚生労働科学研究費補助金等/日本医療研究開発機構 (非臨床研究用))

本件担当：研究推進部研究支援課 (北村・松野)

TEL (81) -6141・5131 E-mail risomu@adm.kanazawa-u.ac.jp